

『武蔵野英語教育研究』（第4号）

（2005年10月）

## 「教科に関する科目」と英語教員養成

佐々木 隆

武蔵野英語教育研究会

# 「教科に関する科目」と英語教員養成

佐々木 隆

## プロローグ

中学校や高等学校の教員免許状は教科毎の免許状となる。英語教員を目指す者は、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程において、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定める科目を履修しなければならない。「教科に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「教職に関する科目」より必要な単位数を取得する必要がある。本稿では、その科目より「教科に関する科目」に注目し、「英語が使える日本人」構想との兼ね合いを考慮して、英語教員養成における「教科に関する科目」のあり方について考察する。本稿では高等学校の英語科を中心に進めることとする。

## 1 「教科に関する科目」と学習指導要領

教育職員免許法施行規則第四条別表によれば、英語教員養成における「教科に関する科目」は「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の4区分に分かれ、免許取得に必要な最低修得単位数は「教科に関する科目」20単位、「教科又は教職に関する科目」16単位、「教職に関する科目」23単位と定められている。<sup>(1)</sup>「英語学」の分野は英語学、英文法といった言語としての理論、「英米文学」はまさに標題通りで、英米文学史や英米文学の作品に関するもの、「英語コミュニケーション」は英語運用能力養成の為の分野であり、「異文化理解」は英語圏を中心としたまさしく異文化理解が中心となろう。この4区分のバランスが最も難しいところである。教職課程を設置している学部の種類によってもこの科目のバランスは変わることになる。いわゆる教職課程の設置は同じ大学であっても学部単位で申請が行われる。従

って、同じ大学で文学部と国際文化部で英語の教職課程を置く大学も出てくることになる。平成 16 年度以降に英語の教員の免許が取得できる学部は、総合人間学部（京都大学）、教育学部（島根大学、香川大学、愛媛大学）、文学部（岡山大学、立命館大学、関西大学、神戸海星女子学院大学）、人文学部（高知大学、沖縄キリスト教学院大学）、教育学部（高知大学）、文化教育学部（佐賀大学）、教育福祉科学部（大分大学）、教育文化学部（宮崎大学）、国際文化学部（北海道東海大学）、国際学部（東京家政学院筑波女子大学、常盤大学）、社会情報学部（十文字学園女子大学）、商経学部（千葉商科大学）、国際関係学部（亜細亜大学）、異文化コミュニケーション学部（松蔭大学）、国際教養学部（富山国際大学）、文化表現学部（梅花女子大学）、人間文化学部（福山大学）、国際コミュニケーション学部（武蔵野学院大学）<sup>(2)</sup>などが加わったのである。なかでも、社会情報学部（十文字学園女子大学）や商経学部（千葉商科大学）で英語の教員免許が取れる課程を設置していることは注目に値する。

さて、教員養成で 4 区分が求められるのは、当然のことながら学習指導要領との関係が深い。『高等学校学習指導要領』の総則によれば、普通教育に関する教科・科目は以下の通りに示されている。<sup>(3)</sup>

教科	科目	標準単位数
外国語	オーラル・コミュニケーションⅠ	2
	オーラル・コミュニケーションⅡ	4
	英語Ⅰ	3
	英語Ⅱ	4
	リーディング	4
	ライティング	4

さらに、専門教育に関する教科・科目は以下の通りに示されている。<sup>(4)</sup>

教科	科目
外国語	総合英語 英語理解 英語表現 異文化理解 生活英語 時事英語 コンピュータ・LL演習

学習指導要領に定められている教科・科目を網羅する大きな枠組みが教育職員免許法施行規則に定められている「教科に関する科目」の4区分ということになる。学習指導要領の普通教育、並びに専門教育には「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」が示されており、教科についての取り扱い内容が示されている。

教材については、外国語（英語）による実践的コミュニケーション能力を育成するため、各科目のねらいに応じ、実際の言語の使用場面の働きに配慮したものを取り上げるものとする。<sup>(5)</sup>

さらに、留意点が3点示されているが、いずれもあいまいな表現である。これは学習指導要領が各小中高等学校において編成する教育課程の「基準」、特に最近では「最低基準」だとする傾向にもあるように、規制の緩和と同時に時代と共に教育内容が変化することを容認するものと受け取れる。学習指導要領に示されていない内容を加えて指導するかは、「各学校の判断」<sup>(6)</sup>というのが文部科学省の見解である。

## 2 教育職員免許法と「教科に関する科目」

日本の教員養成は教育職員免許法（昭和20年5月31日公布）

と関連法規によって包括的に規定されている。平成 10 年に教育職員免許状の基準単位の改正があり、「教科に関する科目」の単位数は高校専修・一種、中学校専修・一種で 40 単位から 20 単位となった。減少した 20 単位は「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」で合わせて 20 単位を取得するように規定された。この取得単位の改正は教員養成から見ると大きな意味をもつこととなる。「教科又は教職に関する科目」の位置付け自体は曖昧である。また、「教職に関する科目」と比較すると、「教科に関する科目」の位置付けも曖昧な状態となっている。このことは、教員養成する大学側の見識が問われることにもなるのだ。

「教科に関する科目」は規制緩和や教員養成の多様化といった反面、中学校・高等学校で一般に見られる教科担任制といった専門教科を分担して学習指導に当たる制度では、教員の資質に係わる大きな部分である。『魅力ある教員をもとめて』（文部科学省）によれば、教員の資質能力とは、「いつの時代にも求められる資質能力」＋「今後に求められる資質能力」を示し、前者については 5 項目を挙げている。

- ・教育者としての使命感
- ・人間の成長発達についての深い理解
- ・幼児・児童生徒に対する教育的愛情
- ・教科等に関する専門的知識
- ・広く豊かな教養<sup>(7)</sup>

さらに、英語教員という観点から『「英語が使える日本人」の育成のための英語教員研修ガイドブック』（文部科学省）によれば、英語のコミュニケーション能力を育成するための指導力として「英語授業力」を次ぎの 3 つの側面を持つものと考えている。

- ・「教職」としての求められる資質能力
- ・英語運用能力
- ・英語教授力<sup>(8)</sup>

英語教員に関する資質能力については、「英語運用能力」と「英語教授力」が大きくクローズアップされている。これは、「教科に関する科目」では、まさしく「英語コミュニケーション」の区分が第1に考えられていることを示していることになる。

### 3 学習指導要領の「異文化理解」の取扱い方

「教科に関する科目」は「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の4区分に分かれている。それぞれの区分にどのような科目を配置し、どのように履修させるかは各大学（学部）の判断に委ねられている。もちろん、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程を設置する際には、文部科学省初等中等教育局教職員課免許係から事前指導を受けることは言うまでもないことだ。<sup>(9)</sup>

「教科に関する科目」の特徴は前述の通り、設置されている学部のカリキュラムが大きな鍵を握っていることになる。どこの学部でもほぼ共通していることは、「英語コミュニケーション」の分野には多くの科目が配置されていることだ。従来の学部では「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」に科目の多くが配置されていたが、国際学部、国際文化学部、国際コミュニケーション学部といった学部の設置により、「異文化理解」の扱いが大きく変わってきたと言ってよいだろう。つまり、学部によって相違が大きく出てくるのが「異文化理解」の区分である。学習指導要領によれば、この「異文化理解」の目標は、

英語を通して、外国の事情や異文化について理解を深めると

ともに、異なる文化を持つ人々を積極的にコミュニケーションを図るための能力や態度を養う。<sup>(10)</sup>

とある。更にその内容として6項目が挙げられている。

- (1) 日常生活
- (2) 社会生活
- (3) 風俗習慣
- (4) 地理・歴史
- (5) 科学
- (6) その他の異文化理解に関すること<sup>(11)</sup>

「異文化理解」の「内容の取り扱い」については2項目が挙げられている。

- (1) に内容の(1)から(6)までの中から、生徒の特性等に応じて、適宜選択させるものとする。その際、電子メールの交換や実際の交流などのコミュニケーション体験を通して理解を深めるようにする。
- (2) 必要に応じて、日本の日常生活や風俗習慣などを取り上げるとともに、他の教科との関連にも配慮するものとする。<sup>(12)</sup>

学習指導要領（高等学校）には以上のような記述があるが、教員に求められる資質能力にある「今後特に求められる資質能力」に「地球、国家、人間等に関する適切な理解」、「国際社会で必要とされる基本的な資質能力」<sup>(13)</sup>、あるいは学習指導要領の改訂の趣旨にもある通り、「今日、国際化、情報化や、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、、、」<sup>(14)</sup>と国際（化）社会を掲げてい

る割には、学習指導要領の内容はあまりにも曖昧であり、「他の教科との関連にも配慮する」<sup>(15)</sup>といった記述にもあるように、国際（化）社会における英語の役割について踏み込みがないのである。縦割りの教科担当制度の弊害とも言える内容である。『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』では、

今日においては、経済、社会の様々な面でグローバル化が急速に進展し、人の流れ、物の流れのみならず、情報、資本などの国境を越えた移動が活発となり、国際的な総合依存関係が深まっています。<sup>(16)</sup>

と、あるように、国際化からグローバル化への傾向を示しているが、「国際的共通語としての英語のコミュニケーション能力を身に付けることが不可欠」<sup>(17)</sup>としている。つまり、英語教員養成の中には、「教科に関する科目」に「異文化理解」を設けていながら、扱いがあまりにも杜撰になっている傾向が見られる。現在特に英語教育界に一石を投じた『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』は、「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会」や「英語教育改革に関する懇談会」を通して、さらに英語教育を改善する目的で総合的にまとめられたものである。つまり、英語教育＝英語コミュニケーション力の育成という考え方にすり変わっている傾向がある。しかも、改革のキーワードは「使える英語」、すなわち「コミュニケーション」である。一般に英語による「コミュニケーション」とはほぼ「英会話」と同義ととらえることとなるだろう。<sup>(18)</sup>これは一体何を意味しているのだろうか。教育を扱う文部科学省内においても、教育職員免許法や教育職員免許法施行規則など法的なものは文部科学省初等中等教育局教職員課免許係が扱い、『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』などは文部科学省初等中等教育局国際教育課が所管している。国際



教育課は本来は「国際協力・交流」の「外国語教育の振興」を中心に扱う部署である。しかし、今回、免許法や学習指導要領とは別に英語教育に関する指針が『『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』として発表されたことは、今後の英語教員養成に大きな影響を与えることになるだろう。

#### 4 「教科に関する科目」としての「異文化理解」

「教科に関する科目」は教育職員免許法施行規則に定める科目区分により4分野に分かれており、ここでは特に「異文化理解」を取り上げる。各大学における科目区分の「異文化理解」の授業科目は科目数や内容も様々である。もちろん、この区分での取得単位数もまちまちである。例えば、開講科目が「比較文化」「異文化コミュニケーション」の2科目、「特殊講義Ⅷ（1）（欧米事情）」「特殊講義Ⅷ（2）（欧米事情）」「比較文化論」の3科目、「アメリカの文化と社会」「国際コミュニケーション論」「欧州の文化と社会」「国際関係論」の4科目、「比較文化Ⅰ」「比較文化Ⅱ」「西洋文化史Ⅰ」「西洋文化史Ⅱ」「比較文学Ⅰ」「比較文学Ⅱ」の6科目から21科目を設置しているところもある。各大学の工夫を見ると、この区分に単に座学の講義だけではなく、海外研修、実地研究が配置されていることだ。学習指導要領における「異文化理解」の「取り扱い」でも、「実際の交流などのコミュニケーション体験を通して理解を深める」<sup>(19)</sup>とある様に、英語の運用能力を発揮する機会が重視されているように受け取れる。実際、高等学校でも国際交流や海外での実地研修を実施しているところも増え、大学では、こうしたプログラムを持っていないところがほとんどないくらいである。

「異文化理解」の科目の設置があまりにも各大学によって相違があるのは、学部自体のカリキュラムと大いに関係しているのだが、これにより各大学が求める教員養成のあり方も当然異なって

来る。しかし、英語教員養成の「異文化理解」であることから、この区分では英語圏文化のものであることが当然求められるとすれば、少なくともアメリカ、イギリス、オーストラリアについては触れておくべきではないかと思われる。開講科目としてこうした内容のものを用意しておくことは大学の見識として問われるのではないだろうか。また、国内における国際交流や海外で行われる実地研修を導入することで、区分の「英語コミュニケーション」と「異文化理解」の両方の領域を自然な形で実施できることも大きな魅力である。言語理解を優先するのか、文化理解を優先するのかという議論は、「鶏が先か卵が先」といった議論とは違い、バランスが重要となろう。Harry Potter シリーズや *The Lord of the Rings* といった英文学作品が映画化されているが、こういったものを教材として利用しようとするれば、単なる英語表現の利用にとどまれば「英語コミュニケーション」の区分だけの内容になるが、文学作品としての背景等もある程度説明ができれば、「英米文学」の区分もカバーすることになり、さらに文化背景にまで広がれば「異文化理解」にまで範囲が及ぶことになる。実際に、高等学校等の英語の授業でそこまで触れるかどうかは別にして、英語教員自身にこうした教科に関する深い理解が求められるのは当然であろう。こうした豊かな教養があればこそ、実際の授業でも、工夫のある教材で授業が展開できる英語教員として教壇に立てるのではないだろうか。

英語によるコミュニケーション能力（聞く、話す、読む、書く）を養成するのに、ひとつだけの能力を育てる講義をしても効果がないと同様である。『英語が使える日本人』の育成のための行動計画で謳われているのは、英語コミュニケーションにおける「話す」の部分をこれまで以上に力点を置くというのがその趣旨である。外国語の教員養成では、その言語の習得そのものが最も重視されるのも事実である。英語教員の英語コミュニケーション

能力を重視するのに意義を唱える理由はないが、高等学校、中学校、今後は小学校も含まれるようになるかもしれないが、英語教員として教壇に立つことを考えると、教員の資質を再度考える必要があるだろう。

## エピローグ

教育職員免許法施行規則の定める「教科に関する科目」に注目し、特にその区分「異文化理解」について学習指導要領や各大学における開講科目、『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』を考慮して考察した。

英語教育についての改革は、これまでも叫ばれて来たが、『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』のキーワードは「使える英語」であり、英語のコミュニケーション能力＝英語運用能力＝英会話力といった方向性へと流れている。英語教員養成が英語コミュニケーションだけを重視するのであれば、「教科に関する科目」の4つの分野を無視することになる。また、大学と専門学校や英会話学校との相違がなくなってくる。実際の授業では、「教科等に関する専門知識」や「広く豊かな教養」<sup>(20)</sup>がなければ、英語の授業は、英会話の授業だけになってしまうのではないだろうか。極端な例で言えば、シェイクスピアやヘミングウェイを知らない、アメリカ、イギリスなどの文化をほとんど知らずに英語教員が国際交流や海外研修などの実地研修の指導をすることになるのだ。学習指導要領でも「国際化」が謳われている以上、その趣旨をどう捉えるのかが大きな問題となる。もちろん、実際に英語教員になってからも教員研修等を通じて、さらに教科等に関する専門知識を豊にする必要があることは当然のことである。

『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』は英語運用能力の1つの指針としては頷けるものが多いが、これを英語教員の真髄とするのは「教科に関する科目」のバランスを欠いた

ことになるのではないだろうか。英語教員養成の課程をおく大学では、バランスの取れた「教科に関する科目」の配置をすべきであり、『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」にのみ目を奪われないことが必要であろう。教員としての資質はいうまでもなく、英語教員が英語によるコミュニケーション能力の育成に研鑽を積むことは当然として、英語コミュニケーション力＝英会話能力＝英語教員の資質といった単純な図式ではないことだけは忘れてはならない。(武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部教授)

## 注

- (1) 文部法令研究会監修『文部法令要覧』（ぎょうせい、2004年1月）より。
- (2) 「平成16年度から新規・追加となる教員免許課程一覧」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/menkyo/daigaku/04041302.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/menkyo/daigaku/04041302.htm). 文部科学省ホームページより)
- (3) 『高等学校学習指導要領（平成11年3月）』（国立印刷局、2004年1月），p.3.
- (4) Ibid., p.5.
- (5) Ibid., p.129, p.383  
\* 普通教育では「外国語」、専門教育では「英語」の表現となっている。
- (6) 「新しい学習指導要領についてのQ&A」（文部科学省ホームページ。<http://www.mext.go.jp/shuppan/sonota/010801.html>。）
- (7) 『魅力ある教員をもとめて』（文部科学省ホームページ。[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shoou/miryoku/03072301/01.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shoou/miryoku/03072301/01.htm)）

- (8) 「英語教育に関する研究グループ」報告『「英語が使える日本人」の育成のための英語教員研修ガイドブック』（著作権所有：文部科学省、発行：開隆堂出版、2003年9月）、pp.3-4.
- (9) 教職課程の設置については、拙著「大学における教職課程と教員養成における英語教育」（『武蔵野英語教育研究』第1号、武蔵野英語教育研究会、2004年7月）、「教員養成のための英語教育」（『異文化の諸相』第25号、日本英語文化学会、2004年12月）で触れているので参照されたい。
- (10) 『高等学校学習指導要領 外国語編英語編』（著作権所有：文部省、発行：開隆堂、1999年11月）、p.133.
- (11) Ibid., pp.134-135
- (12) Ibid., pp.135-136.
- (13) 『魅力ある教員をもとめて』より。
- (14) 『高等学校学習指導要領 外国語編英語編』, p.1.
- (15) Ibid., p.136.
- (16) 『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』（文部科学省、2003年3月）（文部科学省ホームページより。[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/15/03/030318.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/03/030318.htm)）
- (17) Ditto.
- (18) 鳥飼久美子「大学改革の哲学」（『英語教育』第53巻第4号、大修館書店、2004年7月）、p.8.
- (19) 『高等学校学習指導要領 外国語編英語編』, p.136.
- (20) 『魅力のある教員をもとめて』より。

\*本稿は合資会社イーコンによるインターネット講座「教職課程と英語教育」（全10回）のうち、「第3回 『教科に関する科目』と英語教員養成」（2005年9月公開）に加筆修正を加えたものである。

武蔵野英語教育研究 第4号

2005年10月20日 発行日

武蔵野英語教育研究会 編集・発行

〒350-1321

埼玉県狭山市上広瀬860

武蔵野英語教育研究事務局

武蔵野学院大学 佐々木隆研究室